地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	

第二十六条第一項中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十一条の六に規定する措置のうち障害児通所支援の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な障害児通所支援を提供し、又は障害児通所支援の提供を委託して行うものとする。

第二十六条第三項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第二十七条の二第一項各号列記以外の部分中「第二十四条の二第三項」を「第二十四条の二第二項」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「に与える影響」を「の負担能力」に、「第二十七条の四第三項及び第四項」を「第二十七条の四第四項」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に通う場合を除く。）」を「入所給付決定保護者」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）」を「指定入所支援」に、「（指定施設支援」を「（指定入所支援」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」、「（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」、「（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）」及び「（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）」を削り、「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」及び「（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）」を削り、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。）」を削り、「同項」を「第二十七条の十三第一項」に改め、「（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）」及び「（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第二十七条の三を次のように改める。

第二十七条の三　法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるときは、入所給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十四条の四第一項中「高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）」を「高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額」に、「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に、「施設給付決定保護者按分率（施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者」に、「に係る次に掲げる」を「に係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五第一項第四号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「前項第三号」を「第二十五条の五第一項第五号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第二十七条の二第一項第二号及び第三号」を「第二十七条の二第二号」に、「第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額（当該施設給付決定保護者」を「第二十五条の五第一項第一号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該入所給付決定保護者」に、「次項」を「第五項」に、「負担上限月額（」を「特定保護者負担上限月額（」に、「第十七条第一項」を「第十七条」に、「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第一項第一号及び第二号」を「第二十五条の五第一項第一号から第三号まで」に、「負担上限月額」を「特定保護者負担上限月額」に改め、「障害児保護者按分率（」の下に「通所給付決定保護者又は」を加え、「同項第一号」を「同項第二号」に、「同号及び同項第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に、「施設給付決定保護者按分率」を「入所給付決定保護者按分率」に改め、同条第四項中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第一項第一号及び第二号」を「第二十五条の五第一項第一号から第三号まで」に、「負担上限月額」を「第三項の特定保護者負担上限月額」に改め、同条第五項中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

第二十七条の五中「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に改め、同条第一号中「第二十七条の二第一項第一号から第三号まで」を「第二十七条の二第一号又は第二号」に改め、同条第二号中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に改める。

第二十七条の六第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十七条の七の表第二十四条の三第七項の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表第二十四条の三第八項の項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同表第二十四条の三第十項の項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十七条の八を次のように改める。

第二十七条の八　法第二十四条の九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第二項	前項	第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定
	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで